

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>取引所の会員等であって、証券取引法第156条の7第2項第3号に規定する清算参加者ではない証券会社に関しては、取引所取引に参加するに当たり、有価証券等清算取次ぎの委託をすることになるが、この場合、法律上の構成では「会員等」ではなく、「有価証券等清算取次ぎの委託を受けた者」が証券先物取引等を行うことになる。</p> <p>一方、原案の「注文・清算分離行為」の定義においては「会員等が行った証券先物取引等の売付け又は買付けを将来に向かって消滅させ、同時に、当該消滅した証券先物取引等の売付け又は買付けと同一内容の証券先物取引等の売付け又は買付けが他の会員等の名において、新たに発生する行為」とされている。</p> <p>この定義では、注文・清算分離行為が行われた取引が有価証券等清算取次ぎに係るものである場合には、有価証券等清算取次ぎの委託を受けた者が証券先物取引等を行うことが読めないのではないか。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、注文・清算分離行為が行われた取引が有価証券等清算取次ぎに係るものである場合には、</p> <p>有価証券等清算取次ぎの委託を受けた者が証券先物取引等を行うこと</p> <p>注文執行会員等及び清算執行会員等については、当該清算取次ぎを委託した会員等であること</p> <p>を明確化するため、証券会社に関する内閣府令第30条第2項第7号に所要の修正を行うことといたします。</p>
<p>注文・清算分離行為（以下「ギブアップ」という。）が行われた取引においては、証券取引法第40条第1項に規定する「取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面」は、当該取引における注文執行会員等が顧客に交付すればよく、当該取引における清算執行会員等が重ねて同一顧客に交付する必要はないと考えてよいか。</p>	<p>証券取引法第40条第1項には「証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは」とあることから、顧客と証券先物取引等に係る契約を締結し、その注文を執行する注文執行会員等が同書面を交付すればよいと考えられます。</p>
<p>ギブアップが行われた取引について、当局に提出する営業報告書（1 業務の状況の（9）業務の状況の 有価証券デリバティブ取引等の状況）やモニタリング調査表（2 - 4 業務の状況（2）の 有価証券デリバティブ取引等の状況）への計上は、注文執行会員等、清算執行会員等のどちらが行うのか。</p>	<p>証券取引法第49条第1項に規定する営業報告書や同法第59条第1項に基づき当局が報告を求めたモニタリング調査表への計上は、注文執行会員等は注文執行を行った取引契約金額を、清算執行会員等は清算執行を行った取引契約金額を計上することとなります。</p>

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>ギブアップが行われた取引について、証券取引責任準備金の積み立ては、注文執行会員等、清算執行会員等のどちらが行うのか。</p>	<p>注文執行会員等は注文執行を行った取引契約金額に基づき、清算執行会員等は清算執行を行った取引契約金額に基づき、それぞれ証券取引法第51条第1項に規定する証券取引責任準備金を積み立てることとなります。</p>
<p>ギブアップが行われた取引について、注文執行会員等は清算・決済を行わないため、当該取引に関する顧客資産の分別保管の義務は、清算執行会員等のみが負うという理解でよいか。</p>	<p>顧客資産を受け入れない限りにおいては、注文執行会員等は証券取引法第47条に規定する分別保管(以下同じ。)の義務を負うことはないと考えられます。ただし、例えば、過誤等により、注文執行会員等に同法第108条の3第2項及び第3項に規定する取次証拠金・委託証拠金(以下同じ。)やこれらの代用有価証券が滞留する場合には、同法第2条第31項に規定する証券取引清算機関(証券取引所又は日本証券クリアリング機構)に対して直接預託されているものを除き、取次証拠金・委託証拠金として差し入れられた現金は同法第47条第2項に規定する顧客分別金の対象となり、上記代用有価証券は分別保管の対象となる有価証券として保管する必要があります。</p>

以 上